

平成25年6月定例会 県土整備委員会（事前）

平成25年6月5日（水）

〔委員会の概要 危機管理部関係〕

寺井委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（13時08分）

これより、危機管理部関係の調査を行います。この際、危機管理部関係の6月定例会提出予定議案等について理事者側から説明願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（資料①）

- 議案第1号 平成25年度徳島県一般会計補正予算（第1号）
- 議案第2号 徳島県動物の愛護及び管理に関する条例及び職員の特種勤務手当に関する条例の一部改正について
- 報告第2号 平成24年度徳島県繰越明許費繰越計算書について

【報告事項】

- 特定活断層調査区域（案）の公表について（資料②）

三宅危機管理部長

危機管理部から6月定例会に提出を予定しております案件につきまして、御説明申し上げます。お手元の危機管理部の県土整備委員会説明資料に基づき、御説明申し上げます。

資料の1ページをお開き願います。危機管理部における6月補正予算（案）といたしまして、一番下の計の欄の左から3番目の欄に記載のとおり、733万5,000円の補正をお願いするものでございまして、補正後の予算額は22億2,935万9,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

続きまして、2ページをお開き願います。補正予算の課別主要事項について、御説明申し上げます。南海地震防災課についてであります。防災総務費の摘要欄①防災対策指導費でございます。震災に強い社会づくり条例に基づく、活断層に関する土地利用の適正化について、県民に正しく理解していただくため、周知啓発活動を実施する、特定活断層周知啓発事業に要する経費として、100万円を計上いたしております。

3ページを御覧願います。安全衛生課についてであります。消費者行政推進費の摘要欄①消費者行政推進費であります。市町村における消費者生活相談機能強化のための取組への支援や市町村消費者行政担当者等を対象に、相談対応力の向上を目的とした研修等を実施する、徳島県消費者行政活性化事業に要する経費として、633万5,000円を計上いたしております。

4ページをお開き願います。その他の議案等といたしまして、条例案を1件提出いたし

ております。徳島県動物の愛護及び管理に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正でございます。動物の愛護及び管理に関する法律の一部が改正されたことに伴う条項移動や用語の整理を行うものでございます。

続きまして、5ページを御覧願います。平成24年度繰越明許費繰越計算書でございます。南海地震防災課所管の防災対策指導費の状況を記載いたしております。この事業につきましては、平成25年2月定例会におきまして、繰越予算額の議決をいただいたところであり、翌年度繰越額につきましては、5,897万8,000円となっております。今回繰り越しました事業につきましては、早期の事業完了に努め、事業効果を発現できますよう、最善の努力をしてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

危機管理部関係の提出予定案件の説明につきましては、以上でございます。

なお、この際、1点御報告をさせていただきます。特定活断層調査区域（案）の公表についてであります。委員会資料（その1）を御覧願います。この区域は、震災に強い社会づくり条例に基づき、活断層の位置を特定し、その直上を避けることを目的に、特定施設の新築等を行う場合に、活断層の位置に関する調査が必要な土地の区域として指定しようとするものであり、去る5月12日にその案を公表させていただいたところでございます。公表から約3ヶ月半の周知期間を経て、8月30日に区域の指定を県報で公示し、土地利用規制を開始する予定としているところであり、現在、県民の方々や関係団体に対しまして、規制の内容や開始時期の周知を図っているところでございます。今後は、今議会に補正予算として要求させていただきました特定活断層周知啓発事業を活用し、周知啓発資料の作成・配布、あるいは、専門家を招いた活断層に関する講演会の開催等、県民の皆様、条例の趣旨について、十分御理解いただけるよう、より一層の周知啓発に努めてまいりたいと考えております。

報告については以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

寺井委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

児島委員

これはちょっとお尋ねをしておきたいのですが、先般報道されておりました那賀川の河口の地盤で液状化が出てきたわけなのですけれども、河川のほうももちろん御案内のとおり国土交通省の関係になるのですけれども、周辺のやはり工業団地をはじめ、周辺の皆さん方からこの状況について大変驚いておりますし、将来のそういった沈下に対応するためのいろんな御要望等が今起こっているわけでありまして、県のほうとしまして、この点について現状を見ていただいたりですとか、周辺の工業団地等の周辺地域の調査については

どのように考えられているのか、その点を確認してきたいと思います。

#### 竹岡南海地震防災課長

去る4月13日に起こりました淡路島を震源とする地震につきまして、そのような事象が生じたということをごさいますけれども、この液状化につきましては、実際、個別のどういった原因によってそういうものが生じたかという調査につきましては、具体的なお話はお聞きはしておりません。

#### 児島委員

今も御答弁いただいたのですが、報道もされておりますように河川の中でございましたので、国土交通省の河川のほう等で、中心に調査をしていただいたようなのですが、冒頭申し上げましたように周辺の工業団地とか、河口の皆さん方には同じような現象が起こるかも分からないというように非常に御心配をされておまして、その関係で、県としましてもそういった液状化現象が周辺のこの末端の河口の工業団地等でも起こるのかといったところも調べていただいて、それに対応するための地震対策といえますか、液状化に対応するための方向づけに早急にかかっていただかないと、河口の中で起こったことで国土交通省だけの問題だというのではなくして、やはり周辺の工業団地の皆様方も非常に御心配をされておりますので、その点のこれからの取組について御意見をお聞きして終わりたいと思います。

#### 金井とくしまゼロ作戦推進室長

今、液状化について御質問をいただきました。今回国のほうでも南海トラフ巨大地震の被害想定ということで、液状化に対する建物の被害状況等が示されておりますので、今後そのデータを元に県でも液状化に関する建物被害について策定作業を進めまして、公表につなげてまいりたいと考えております。そして対策に生かしてまいりたいと考えております。以上です。

#### 児島委員

そのようなことをまず進めていただくということなのですけれども、予算がついてからでもよいのですけれども、やはり周辺のそういった地盤の調査といえますか、そういうものも早急にかかっていただけますように、お願いをしておきたいと思います。周辺の企業関係から大変な不安が出ておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

#### 岸本委員

予定はしていなかったんですが、資料が出ましたので、確認だけさせていただければ。もし分からなければ、付託のときにでもお伝えいただけたらと思います。特定活断層に係る土地利用の適正化についてお尋ねをします。今までも出ておったんですが、資料（その1）の裏面の特定施設一覧、この中に県の建物ですとか、市役所、町村役場ですとかそう

いったものが入っていない理由，それからこの25の建物が選ばれているのは，何か基準があつて選ばれているのかどうか，まずお尋ねをいたします。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

今，委員のほうから今回の条例の対象となります特定施設の一覧についての質問がございました。本日お配りの委員会資料（その1）の裏面を御覧いただきますと，それぞれ幼稚園，保育所，小学校，中学校と，公的な建物が入っております。役場の庁舎，県の庁舎につきましては，14番の事務所で読んでいただきたいと思いますと考えております。以上でございます。

もう1点，特定施設について，どのような基準で定めたかといいますと，これの大もととなります法律といたしまして，参考とさせていただきましたのが，耐震改修促進法という法律でございます。これにつきましても，同様の公的な建物ですとか，多数の人が利用している施設に対しまして，耐震化を進めていこうという法律でございます。それに基づいたことで選定させていただいております。以上でございます。

岸本委員

そうしたらですね，これ，今，私も見ていましたけれども，事務所といったら対象範囲が広いですね。それから，この遊技場というのも広いですから，県民の皆さんにお示しするときにはもう少し丁寧なかたちでないと，知らずにしてしまったとか，この場合はどうするんだといった問い合わせもあろうかと思しますので，その辺はできる限り詳細な資料にさせていただきたいと思えます。これがまず1つですね。それとこの25の施設，今，県が考えている区域の中に，この25に該当する施設というのは何個ありますか。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

この25の該当する施設につきましてですけれども，これは，既存の建物についてですけれども，県関係の建物でしか把握しておりませんが，県でありますと，三好市の西部県民局三好庁舎，三好高校，それともう1つ，かつて井川警察署のあったあとの建物で，今，三好広域連合に貸し付けている建物，その3棟でございます。以上でございます。

岸本委員

今後把握していくのですか。市のものであったり，町のものであったり，公共の建物，学校などもそうですよね。そういったもの。それから民間の建物といったことで，これから把握していく予定はありますか。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

今回の条例の趣旨といたしましては，既存の建物とか個人事務所は対象にしておりません。今後，同じ場所，区域内に建て替える場合は調査をして，活断層の直上を避けていただくという趣旨でございます。既存の建物は対象としておりませんので，とりあえずは

調査は考えておりません。ただし、県の部分だけは、今、申し上げたとおり把握しておるといふ状況でございます。以上でございます。

岸本委員

例えば学校とか、三好庁舎であったり、そういった部分が耐震化が入るのか建替えなのかどうか分かりませんが、いずれにしても耐震基準を満たしていない建物がそこにあると、例えば県で、そういった場合に把握が必要だと、この学校はどうするんだといったことが必要だと思うのですけれども、その辺はいかがですか。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

ただいま委員から耐震化の視点で把握しておくべきではないかということでございます。県及び市町村につきましては、耐震化計画に基づきまして、耐震補強・改修を進めているところでございまして、今回の活断層区域内にかかる耐震化は、特に拠点になる施設につきましては、耐震化を計画どおり進めてまいりたいと考えております。以上です。

岸本委員

今回の分では、耐震化ということは入っていないのしょうけれども、建替えという視点からすれば、学校であったり、役場それからそういった出先ですよね、そういった部分が建替予定があるとか建替予定がないとか、耐震化だから大丈夫だとかそういった棟数を把握していますか。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

今、委員から学校等の今後の計画を把握しているかということでございますけれども、今のところ、これからの建替計画というのは把握しておりませんが、このことを正しく周知していただいてそれぞれ施設管理者のほうで、今後、活断層区域内で建替えをする場合には、こういった条例に基づいた調査等を行っていただくよう周知を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

岸本委員

はい、それでは、この表のほうに帰りまして、適正化といったところで、事務所のほうで、例えば建替えをしますという届け出をすれば県に出てくるような仕組みになっていますけれども、活断層調査のお知らせが事務所側のほうに来ていますね。これは活断層調査というのを建替えをする人がしてくださいということなのですかけれども、これはどんな調査をしてもらう予定なのですか。またその調査で中身は分かるようになっているのですか。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

今、委員からの活断層の調査方法に関する御質問でございますけれども、今回、活断層調査区域と指定させていただいた区域というのは、過去の空中写真とか地形の状況とか、

あと過去の文献等からはっきり活断層の位置が明確な部分について公表させていただきました。したがって、ここの区域で調査を進めていく場合には、比較的容易にできるのではないかと。それで、具体的には、一番簡単な方法ですと、過去の空中写真判読などを現地に照らし合わせた現地踏査等でできるのではないかと考えております。なおかつ分からなければ、実際に地面を簡易に掘ってみるという方法もありますし、もっとお金のかかる場合でありましたらボーリング調査等になっていくかなと考えております。以上でございます。

#### 岸本委員

航空写真等々でという、民間の事業者が建て替えるということになりますと、県のほうの資料で出したほうが簡単にできそうに思うのですが、例えばそこで調査をして、出してくださいとポンと言ってしまえば、本当にできるのかどうか、この辺についてはどういう見解をもっていますか。

#### 金井とくしまゼロ作戦推進室長

今、委員から写真等、県のほうで分かれば、業者に調査を求めなくてもよいのではないかと趣旨の御質問でございますけれども、今回、条例が対象としておりますのが、多くの人命に関して被害が予想されます多数の人が利用する施設、あるいは周辺への二次被害が懸念されます危険物を貯蔵する施設について調査を義務づけるものでございまして、個人住宅の場合と異なりまして、安全確保については、その業者さんに一定の責任があるものと考えております。そういったことを理解していただきまして、この区域内で建物を建てる場合には調査を自らしていただいて直上を避けていただきたいということで、むしろそういうことをすることによって事業者の方々も安全・安心な建物であるということ強くアピールしていただきたいと思っております。そういう意味で御理解をいただきたいと思っております。以上です。

#### 岸本委員

調査が難しければ難しいほど、また経費がかかればかかるほど逆に民間の方は建替えが進まないのではないかと、代替地があれば、建替えを推進していこうと思っておりますけれども、古くなっているけれども非常に経費がかかるということになれば、建替えが進まなくなって、一般の方々がよく集まる施設であると非常に危ないのではないかとと思うのですが、そういったケースが発生するというのを想定はしていませんか。

#### 三宅危機管理部長

様々な土地利用というのが考えられると思います。今回の約60キロメートルに渡る調査区域については、一応幅40メートルに指定させていただいておりますけれども、あくまでその土地を利用される場合に活断層の位置を特定させていただいたら、その真上を避けていただくという趣旨でございます。その区域につきましては、東から申しますと、鳴門市

の大麻町周辺から西は三好市の愛媛県境のほうまで相当広い範囲に渡っておりますけれども、今、現状といたしましては、そういう地域の中でその活断層が存在するだろうと思われる場所の線で調査をしていただくというその線の両側40メートルということでの区域の指定をさせていただいているわけでございます。ですから、その周辺で今後の土地利用がどのようなかたちで行われていくかというのは、まだまだこれから土地の所有者あるいは今後、活用されようと考えておられる方々の御意向によるので、我々としては、まだ将来の利用の状態については、把握もできておりませんが、その中で活用される場合には、その活断層をぜひとも避けた上でご利用いただきたいという趣旨でございます。したがって、今回の調査に相当の経費がかかるとか、いろいろな御心配をいただいて、県民の方々からも御意見もいただいておりますけれども、できる限り県といたしましては、専門家の方々も御意見も聞きますし、事業者から御要望があれば、そういった方々にお話もさせていただいて、専門家の御紹介もさせていただき、そういう中で、できるだけ費用のかからない中で調査をできる方法をとともに考えさせていただくと、そういうことで、この協議というかたちにさせていただいております。したがって、今後、その状態が、どういふかたちの利用になるかというのは、非常に難しいところではございますけれども、その条例で長い時間をかけて活断層の真上だけは避けていただこうと、こういうことで取組を進めておりますので、今後、できるだけ県民の方々に十分その辺を御理解いただけるように我々としても最大限努力してまいりたいと考えております。

#### 岸本委員

ぜひ、その活断層の特定手法を、手引であったり、手順であったり、その辺をマニュアル化しておいていただけたらと思います。それから先ほど出ていました県市町村、地方公共団体の建物の建替えを把握して、そこが、活断層上にあるのかどうか、これについて示していくべきだと思うのですが、見解はどうですか。

#### 金井とくしまゼロ作戦推進室長

県市町村及び学校等の建替えについての計画等の把握、収集に努めるべきではないかということでございます。それで、県のほうであれば、ある程度の計画は各部局に聞けば把握できるのではないかと思うのですが、何年先になるかも分からない計画について、一定のものが分かるかどうか分かりませんが、そういったものを把握できるかなと考えております。ただ、市町村の施設については、今後、また検討させていただきたいと考えております。以上でございます。

#### 楠本危機管理政策課長

この土地利用条例でございますが、やはり民間の方もそういったことに調査をしていただくということで、当然法的な関係ですね、県市町村に関しましては、まず県も、当然県の条例ですので、教育委員会でもありますとかそれぞれそういった対象となる施設の管理をしている部局へ説明もしておりますし、市町村に対しましても、何度もそういった趣旨と

か対象となるということで、御説明はしておりますので、それぞれの計画をもたれておりますので、県としましてもこういった条例で、ここの区域になると当然、事務所ということで対象になるという周知を徹底しているところでございます。

#### 岸本委員

はい。それでは以上で終わります。民間の方々に周知をする、そして、民間の方々、県民の皆様に御理解をいただくということについて、ぜひとも率先して、県の対象はこうです、市町村はこうです、学校はこうですと、それぞれ築何年ですと、そこは断層の上にありますと、そういうことを県は調べている、市町村も調べているということで、率先してそういった姿を見せていただきたいと、そうすることが民間の方々のやらなければいけないと、そういうことになりますので、条例だけ作ったということで終わらないように要望して終わります。

#### 重清委員

一点だけ。先般国のほうで、水食料だったかな、1週間の家庭内備蓄の発表がありました。今までは3日間ということだったのですが、徳島県としては、やはり1週間というのは、その津波のところで1週間分持って行けということになると、なかなか問題点も出てきて、けれども1週間も本当に今こうやって備蓄をしないといけないのかという問題がすでに出てきています。この点と、救出活動について、1週間助けに来ないのかという話で、県としては、どういう方向でこれから津波、地震に対して対策をやろうとしているのか、今回発表された1週間というのは単純な話でないのですが、ずっと出されて国が発表しましたけど、その点に対してどういう方向ですか。

#### 竹岡南海地震防災課長

先般、内閣府のほうから最終報告ということで南海トラフ巨大地震対策についての最終報告が出たわけでございますけれども、その中で備蓄につきましては、1週間以上の家庭内備蓄という考えが示されたところでございます。これまで備蓄につきましては本県の地域防災計画の中でも、まず、住民がみずからの命はみずから守るということで、備蓄をしていただくと。次に市町村が家屋崩壊等で備蓄物資の確保ができなかった場合のための被災者のために、物資を備蓄する、そして、県の役割といたしましては広域的な調整活動を行うということでございますので、市町村の備蓄を保管するものとして備蓄する、そういうような考え方で備蓄を進めておるわけなんですけれども、今まででありましたら最低でも3日以上という考え方であったわけですが、今回国から示された1週間以上の家庭内備蓄ということにつきましては、今現状では保管場所等の確保あるいは実際に家庭で1週間の備蓄をどうやって保管していくのかと、いろいろ課題とか問題点というのは多く考えられているところでございます。我々としましては、今回の南海トラフ巨大地震が、東日本大震災に比ばまして非常に広域で甚大ということでございますので、当然発災しますと、他地域からの支援というのも非常に難しいという点も考えられますと。長期的なこういう

家庭内備蓄の必要性というのは当然必要ではないかと思えますけれども、この具体的に出ました1週間ということにつきましては、十分に可能なかどうかという点も含めまして検討していきたいと考えております。

### 重清委員

1週間、これはいろいろ地域によって違いますので、津波の来るところは本当にどうするのかと備蓄倉庫を建てるのであれば、今そこまで整理はできておりません。そうしたら家の中で食料備蓄を持っているのかと、高齢者の人だったらそれだけ分の1週間分の水から食料から持っていけるのかということ、いろいろな問題がありますので、そこらをきちんとしてほしいのと、それと、3日生き延びたらいいのか、1週間生き延びないといけないのか、これについて、県としては救出体制や食料備蓄を持って来るのをそれでもまだ1週間といくのか、3日で必ず行きますという体制をとるのか、県としては、どのように考えているのか、国が1週間と言うから1週間とそのままいくのか。今までどおり3日で必ず行くぞという体制はとれないのかと、今まで何のために広域行政でやっているのかという話ですよ。被害を受けないような所と協定を結びませんかとしているはずなのに、それでも1週間かかるのかと。何のための広域協定かというんが出てきますので、そこらも十分検討していただきたい。それと県民にとって1週間か3日かという、大きな違いですので、国は1週間と出したけれども、徳島県はきちんと3日で行きますという決意くらいできませんか。今から検討ですか。

### 竹岡南海地震防災課長

これまで3日間ということ、いろんな広域的なそういう応援が必要であると、当然検討いたしまして、今回出ました1週間というのが適正なものかどうかということも今後とも検討してまいりたいと思っております。

### 三宅危機管理部長

備蓄につきましては確かに委員おっしゃるように、1週間というのは私どもも唐突に出てきたという印象は持っております。ただ、今回の想定は最大限考えうる巨大な地震を想定したということで国のほうも注釈をつけておりますけれども、万一の場合にそういう恐れがあるということで1週間ということを出したのではないかと考えております。ただ、県として今、市町村と備蓄計画というものを早急に詰めるべく検討にかかっているところがございますので、県民の方々への備蓄のお願い、あるいは市町村、県がどれだけ備蓄するかこれを早急に備蓄計画を立てる中で、しっかりと方向を決めて県民の方々にもまたあらためて御説明させていただきたいと思っております。それと、救出についても、備蓄が届かないということは本当に救出が遅れるのではないかと御不安を持たれるかと思っております。これについては、備蓄とは直接関係ないと私どもは思っております。できる限りの人の命を救うというのが第一ですので、できる限りの応急的な救出活動というのは当然考えていかなければいけないと思っております。その辺の想定をどういう大きな想定にするか

ということで、いろいろな懸念材料はあるのかなという思いはありますけれども、応急活動それについては、人命第一そして速やかな体制がとれるように、今後も十分考えていきたいと思っております。

#### 重清委員

備蓄の問題については、いろいろあると思えますけれど、県としてしていただきたい。それと救出、これはいろいろな想定がありますけれど、どうなろうと3日なら3日で県は助けに行くんだという体制をとっていただきたい。想定が大きすぎたから、1週間かかりました、1か月かかりました、こんなことでは話になりませんので、そのために南海地震ゼロ作戦やっているはずなんですよ。大きすぎたからダメだったということでは話になりませんので、必ず3日で徳島県は救出に来るんだと、県民の安全・安心と言いながらこの言葉がないとなかなか安心して暮らせませんので、そのあたりは、今やはり誤解してますよ、1週間と出されたので。そこらやはり県としてはこうですというのを出していただきたい。お願いします。

#### 竹岡南海地震防災課長

助かる命を助けるということからも基本的には命を救出するのに重要な72時間という時間がございます。こういったところでそういったことも考え合わせながらライフラインとかそういうのも非常に必要な部分というのもございますので、本当に72時間というのを念頭に考えてまいりたいと思います。

#### 達田委員

先ほど備蓄のお話が出たのですけれども、私も避難所等での備蓄についてお尋ねしてきたのですが、津波が来て家が流される、そういう方が避難していくわけですね。するともう1日や2日ではとても帰れませんので、東日本の様子を見ましても、何箇月にもわたって避難所生活をされるということで、そして近隣からすぐ助けには行かれないというような状況があったわけなのです。それで、学校へ逃げたけれども食べ物もなかったというような所もありました。そういうのを見ますと、1週間というのは、家庭の備蓄というよりも、家庭ももちろんですけれども、やっぱりそういう避難所にきちんと備蓄をしておく必要があると思うのです。そういう点で、備蓄計画というのを見直していただいて、やはりそういう避難所になっている所を万全に、どなたが何人来ても食料があるというような状況にぜひ見直していただきたいと思うのですけれども、その点はいかがでしょうか。

#### 竹岡南海地震防災課長

現在、県と県内の全市町村で策定を進めております備蓄輸送計画につきまして、今後そういった市町村あるいは県あるいは住民、地域、こういった役割をはっきり定めまして、どの程度のそれぞれの備蓄の目標が必要かというのを含めまして、今後その計画づくりを進めてまいりたいと思っております。

達田委員

それでは、見直しをきちんとしていただきまして、安全・安心のとくしまということで、ぜひ進めていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

先ほど活断層の件で、御説明を聞けば聞くほど分からない点がありましてお尋ねしたいのですが、この活断層の調査というのは、ここが活断層ですよと認定するのは、どういう人がするのでしょうか。そして、その費用は誰が負担するのでしょうか。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

ただいまの活断層の調査に関する質問でございますけれども、まず、調査をするのは事業者の方で、区域内で特定施設を新築されようとする事業者さんが調査をすると。その調査をする前に、まず県に届け出をしていただくと、お手元の委員会資料（その1）の一番下にあります。

（「それは分かるんです。活断層は誰が認定するの。」という者あり）

それは県のほうが認定します。県につきましては、活断層というのがちょうど専門家の意見も聞きながら客観的に判定していきたいと思っております。

達田委員

県の職員さんでもそういう技術といいますか、資格といいますか、そういうものをきちんと持っておられて認定ができる方がおいでると、そういうチームがあるということですね。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

事務の手續上は、県のほうが届け出を受理、認定するわけなのですけれども、県のほうは、活断層の専門家からなる活断層調査専門委員会という5名の学識経験者の委員からなる専門委員会を立ち上げておりまして、その方の意見を聞いた上で、今回の調査が適切であるかどうか判定していきたいと思っております。それからこの調査は、事業者にしていただくのかといった質問について、答弁漏れでございました。これにつきましても、事業者にやっていただくということでございます。以上でございます。

（「費用は」という者あり）

費用につきましても、先ほども言いましたけれども、今回示した区域というのは、割合、活断層の位置がはっきり分かる区域でございます。一番簡単な方法であります。過去の空中写真をもとに現地に落としていただく現地踏査といったものとか、あるいは、簡単に掘削していただくといったようなところで分かりやすいのではないかと、活断層が見つかるのではないかと考えておりますので、そういった場合は、それほどかからないのではないかと考えております。以上です。

（「誰が負担するのか」という者あり）

そして、その費用につきましては、事業者負担していただきたいと考えております。失

礼いたしました。

達田委員

もともと特定活断層の調査区域図というのが、かなり詳しい図が出ていましたよね。そもそも。そこに事業所が建っている、その真下がそうなのかどうか調べないといけないわけでしょ。それを調べてもらって建物の写真を見てここがそうですわと言って、お金もかからないとそういうことならいいのですけれども、やっぱりちゃんと調べた結果、お金もかかるということになったら結局その事業者さんが負担をするということですよ。どのくらいかかるものなのでしょうか。お金は。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

調査費用の話についてでございますけれども、具体的な試算というのは、いろいろなパターンがあろうかとは思いますが。一番簡単な空中写真判読、現地踏査あたりでありますと、10万円程度ではないかと思いましたが、ボーリング調査とかになれば、もっと経費はかかってくると思いましたが、現地によってケースバイケースであろうと思っております。以上でございます。

達田委員

そうしましたら、今回資料の2ページに特定活断層周知啓発事業で100万円というのがついておりますね。この費用は、どういう人を対象に、どういう周知をしていくのか、つまり、この表にある施設の方だけにするのか、それともこの地域の方に、地図上に示されておった、この辺断層ですよというあたりの地域の方に全部していくのか、それはどうなのでしょう。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

今、6月補正予算で計上しております特定活断層調査啓発事業についての御質問でございます。この事業につきましては、今回条例に基づきまして、活断層の土地利用の適正化について、県民に正しく理解していただくということを目的としております。具体的には、住民の皆様を対象に、また関係団体への周知といった観点で、特に条例の趣旨説明でございます。今回の条例による規制が、多数の方が集まる一定規模以上の新築施設などを対象としておりまして、既存施設や個人住宅を対象としないといったこと、あるいは調査区域内であっても活断層調査をして直上を避けていただくとともに、住民の皆様には活断層地震の発生確率や地震に対する備えなどについても理解いただくための説明会などを実施してまいりたいと考えております。以上でございます。

達田委員

その住民の皆様というのは、どの範囲の皆様を指しているのかということをお尋ねしたのです。ここに表がありますよね。こういう建物を建てている皆様なのか、それとも無差

別に地図で示された活断層の調査区域ですよという地図が示されましたよね。詳しいの。そこにお住まいの方全てにお知らせをするのでしょうか。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

周知啓発の対象についての御質問でございますけれども、今回、基本的に周知を考えておりますのは、今回区域の対象となる市町村が7つあるのですけれども、それを対象とした住民の方への説明会、あるいは、不動産取引等に関わります宅地建物取引業者とか建設関係の団体、これにつきましては、市と町と連携して説明会等を開催したいと思っておりますので、区域内に住まわれている方も対象になると思えますし、そこで施設を建てて事業を行っている方へも呼びかけるということになるかと思っております。以上でございます。

達田委員

そうしますと、100万円で、十分7つの市町村に説明もできると、それからもっと予算を組んでさらに続けていくのか、これ1回限りでいけるということなのか、その点をお尋ねしたいのと、それと、先ほど岸本委員さんがおっしゃいましたように、この25の施設、この施設を新築する場合は、もちろん言ってきてするわけですがけれども、既にある建替えをする場合もしないといけないわけですから、既にある施設については、どこにどれだけありますというのを、ちゃんと把握して、その方に、今度建替えするときにはこういうふうにしないといけないですよ、というのをきちんと周知する必要があると思うのです。ですから、この数を把握するというのは、やはり最初にしておかなければならないことだと思うのですけれども、もうされているんですよ。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

今回のまず1点目の質問でございます。今回の事業をこれからも継続していくのかといった点につきましてですが、今回、5月12日に公表させていただいたということで、6月補正で特定活断層周知啓発事業というのを計上させていただきました。そして、今後につきましては、震災に強い社会づくり条例全般、いろんな津波も含めまして、そういった啓発をする中で、こういった周知啓発を続けてまいりたいと思っております。それから、既存の建物の所有の方に対して、今後、これから新築する場合につきまして理解いただくための周知をしてはどうか、ということでございました。それで、数を把握されておるかといったことで、県土整備部のほうで、この区域内の建物数というのを調べたところ、700ほどございます。それで、それらにつきましては、数は把握しておりますけれども、今後の周知につきましては、先ほど言いました、住民説明会等を通じまして、丁寧に説明してまいりたいと考えております。以上でございます。

楠本危機管理政策課長

まず、周知につきましては、この条例のときからやはり土地利用ということで、活断層

に関しましては、各対象となる団体、いろんな施設でありますとか、そういった団体の方々にも通じて周知を図っていただいております。その対象となるような施設を所有されておるような関係団体、それから要請があれば、その団体の会などにも行って、御説明もしておりますし、それからやはり活断層の規制というのは、継続的に一般の普及啓発活動からも継続的にやりますし、やはりそういったことは、徹底的に周知して、新築もしくは全面改装、そういった機会があればということは、ずっと周知も図っておりますし、今回は特に一般、既存の住民の方にそういったことで不安を持たれないように、きっちりリスク性とか、そういった趣旨の説明を、市や町と一緒に、住民の方に説明するために補正予算をお願いしているところでありまして、啓発というのは、ずっと継続的にしていくと考えております。

寺井委員長

ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

ほかにないようでございますので、それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、危機管理部関係の調査を終わります。

次に、当委員会の県外視察についてでございますが、ただいまの予定といたしましては、7月31日から8月2日までの3日間の日程で、視察したいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

なお、当委員会として調査すべきテーマや視察箇所等がございましたら、早めに正副委員長まで御提案いただけたらと思っておりますので、よろしくお願いたします。

これをもって、県土整備委員会を閉会いたします。（13時57分）